

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和6年11月20日午後1時30分から令和6年第11回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

| | | | |
|-------|--------|--------|-------|
| 第1番委員 | 坂井 聡 | 第11番委員 | 高橋 新一 |
| 第2番委員 | 小野 まり子 | 第12番委員 | 佐藤 新浩 |
| 第3番委員 | 宮本 賢 | 第13番委員 | 佐藤 祝 |
| 第4番委員 | 倉田 和久 | 第14番委員 | 山路 和弘 |
| 第5番委員 | 渡辺 好章 | 第15番委員 | 小坂 倫充 |
| 第6番委員 | 松本 隆 | 第16番委員 | 岩野 悦子 |
| 第7番委員 | 高橋 重貴 | 第17番委員 | 小嶋 教三 |
| 第8番委員 | 及川 宏和 | 第18番委員 | 田口 敏 |
| 第9番委員 | 有住 寿哉 | 第19番委員 | 高橋 正則 |
| | | 第20番委員 | 高橋 地成 |

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

| | |
|----------|--------|
| 事務局 長 | 関口 潤 |
| 事務局 長 補佐 | 高橋 真一郎 |
| 係 長 | 田尻 和稔 |
| 主 事 | 巴 春菜 |

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

| | |
|-------|----------------------------------|
| 報告第1号 | 農地の使用貸借に係る合意解約について |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について |
| 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について |
| 議案第3号 | 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について |
| 議案第4号 | 農地法の適用外証明願の審査について |
| 議案第5号 | 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について |

4. 本会議の書記は次のとおりである。

| | |
|-----|-------|
| 係 長 | 田尻 和稔 |
| 主 事 | 巴 春菜 |

議 長 只今から令和6年第11回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 10番高橋義隆委員から欠席の報告があります。
只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には13番佐藤祝委員、14番山路和弘委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
18番田口です。
解約理由が労力不足とありますが、以降の案件で、同じ借受人の方が、他の方から農地を借り受ける案件があります。解約理由が伴わないように感じます。

事 務 局 長 18番田口委員のご質問にお答えします。
理由についてですが、ここでいう労力というのが「管理」についての労力であり、「作業」の労力ではないとのことです。この場所が、実際に耕作している場所より離れている場所にあり、管理が大変であるため、こちらを解約して、近隣の農地を借りて作業効率を上げたいという内容です。

議 長 その他、質疑ございますか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の
通知についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審
議についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
質疑ございませんか。

第17番委員 17番小嶋です。3番の案件ですが、譲受人の方が[]ですが、
遠方でどのように農地管理するのでしょうか。

事 務 局 17番小嶋委員のご質問にお答えします。
こちらの農地は、お父様から長男が農業をするということで農地を
取得したのですが、農業をしないということになり、代わって弟が農
地を取得するということになりました。農業については、当面はお父
様が作業を行い、経営は弟様がするとのことでした。

第12番委員 12番佐藤です。
関連の質問ですが、金ヶ崎の実家のお父様が農業経営するのであれ
ば、貸借契約をしたほうがいいのではないのでしょうか。

事 務 局 12番佐藤委員のご質問にお答えします。農業経営の主体は息子さん
であり、作業をお父様がするということになっております。

議 長 その他、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
番号1番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員
の挙手を求めます。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可
申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

第14番委員 つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番案件について14番山路和弘委員より報告願います。

14番山路です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

11月18日午前、南方地区の高橋義隆委員、佐藤浩幸委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

借受人である[]と[]が自己住宅を建築するため、貸付人である[]所有の田を使用貸借により借用し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、金融機関からの融資と一部自己資金により実施することを融資証明書と残高証明書により確認しています。

また、周辺農地への被害防除措置としては、直接他の農地とは接触しませんが、西側水路との境には、盛土して法面から水路までの距離を設け、土砂流出を防ぐ計画であり、敷地内雨水排水については、地下浸透にて対応する計画であることから土砂や流水の被害は、想定されないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——討論なしのとき——

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 3 号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。
 事務局 【事務局 朗読説明】
 説明が終わりました。
 つづいて、現地調査の報告を求めます。
 番号 1 番の案件について 12 番佐藤浩幸委員より報告願います。
 第 1 2 番委員 12 番佐藤です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。
 11 月 18 日午前、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。
 当初の事業計画では、[] が農地を事務所倉庫用地として造成するため、平成 3 年 9 月 11 日に県から転用許可を受けたが、土地取得後に景気後退により、計画に着手できなかった。許可から 33 年経過したが、今後も [] が事業実施する見込みはなく、荒廃地となっている状況であります。
 今回の事業計画変更については、譲受人である [] が事業を継承して、共同住宅用地として造成するため、申請地を所有権移転により永久転用するものです。
 現地を確認したところ、計画変更に伴い周辺農地等への影響は、発生しないものと考えられます。
 農地転用事業計画変更の意見としては、許可の取消処分を行っても農地として効率的に利用にされないこと、計画目的達成が困難となったことが、事業者の故意又は重大な過失ではないこと、変更前と同程度の緊急性及び必要性があること、自己資金により実施することが確実であること、周辺への影響は変更前に比べて同程度又はそれ以下であること、以上のことから許可基準から判断して、転用許可相当であることから、計画変更は問題ないと判断いたしました。
 以上で現地調査の報告を終わります。
 議 長 ご苦労様でした。
 これより、質疑に入ります。
 質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 3 号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、承認相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——
 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は、承認相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第4号農地法の適用外証明願の審査についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

第 8 番 委 員 つづいて、現地調査の報告を求めます。

第 8 番 委 員 番号1番の案件について8番及川宏和委員より報告願います。

第 8 番 委 員 8番及川です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

11月18日午前に、街・三ヶ尻地区の高橋重貴委員、有住寿哉委員、田口敏委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

申請地は、[] 所有の畑ですが、現況は、宅地内通路として利用されております。

現況に至った経緯ですが、昭和62年10月頃に、[] が住宅を建築する際に塀を立て出入りのために通路を整備し、現在まで利用してきたとのことです。

今回、生前贈与をするにあたり、農地であることが判明し、農地法の適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり宅地内通路として使用されており、塀が設置されていることから農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

適用外証明できる範囲として、農地以外になってから20年を経過した土地で、農地として復旧することが困難と認められるものに該当することから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。

第 1 6 番 委 員 つづいて、番号2番の案件について16番岩野悦子委員より報告願います。

第 1 6 番 委 員 16番岩野です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。

11月18日午前に、北部地区の宮本賢委員、渡辺好章委員、小坂倫充委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

申請地は、[] 所有の畑ですが、現況は、自宅敷地として居宅、物置、農機具倉庫、庭、通路等として利用されています。

現況に至った経緯ですが、[] が昭和30年に物置と外トイレ、昭和33年に物置、昭和47年に外トイレ、昭和58年に農機具倉庫を建築するとともに、平成9年には居宅を増築し、宅地への通路として現在まで利用してきたとのことです。

今回、宅地内の住宅の建築にあたり、金融機関に融資申し込みを行ったところ現況宅地と建物を対象とする抵当権設定が必要となり、農地であることが判明し、農地法の適用外証明願の手続きが出されまし

た。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり自宅敷地として使用されており、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

適用外証明できる範囲として、農地以外になってから20年を経過した土地で、農地として復旧することが困難と認められるものに該当することから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議

長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号農地法の適用外証明願の審査について、相違ないことを証明することに賛成する

委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議

長

挙手全員であります。

よって、本案は、相違ないことを証明することに決定しました。

議

長

日程第10、議案第5号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事
務
議

務

局

長

【事務局朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号39番の案件について1番坂井聡委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——第1番委員退——

議

長

これより、利用権設定番号39番の案件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

利用権設定番号 39 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。

よって、本案件は原案のとおり決定しました。

1 番坂井聡委員の入席を許します。

——第 1 番委員入席——

議

長

1 番坂井聡委員の案件については、原案のとおり決定しました。

それでは、議案第 5 号の所有権移転番号 1 番並びに利用権設定番号 1 番から 38 番までの案件について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議

長

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議

長

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

令和 6 年第 11 回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14 時 15 分